第127回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時:令和5年3月8日(水)16:00~18:00

2 場 所:中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室(Web会議併用)

3 出席者(敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

髙橋 滋 (Web)

南 砂

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

行政相談企画課長 渡邉 浩之

行政相談管理官 高橋 喜義

企画官 大塚 正高

4 議 題

(1) 審議案件

調理師試験の受験資格の確保について(新規案件)

(2) 報告案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった介護福祉士国 家試験の受験手数料の返還について(第125回及び第126回付議案件)

5 議事概要

(1) 審議案件

調理師試験の受験資格の確保について(新規案件)

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。 出席者の意見等は以下のとおり。

(事務局)

論点といたしましては、申し上げたとおり、様々な考え方ができると思案しているところであり、ご助言、ご指南をお願いしたいと思っております。

(髙橋委員)

全くの私見であり、いろいろな考え方ができると思いますが、私が考えたことを申 し上げたいと思います。

個別労働紛争解決制度については、他の選択肢を排除するようなものではないので、これを周知することも意味があると思いますが、同制度の利用は一般の人にとってハードルは高いと思われます。ですから、これが究極的な解決策になるかというと、他の方法と両立させてやるものとしてはいいのではないかという程度の話であると私は思っています。

あと、義務付けについてもなかなかハードルが高いのでどうかと思います。また、 調理は食べ物を扱うので、自己申告を認めることもハードルが高いのかなと思ってい ます。

結局、証明してもらうには、働いているところの施設長が一番手っ取り早いことには間違いはありません。施設長からの証明が取れないときに、例えば団体にお願いすることは申請者にとっては手間が掛かることなので、これを厳格に縛る必要はないと思います。原則は原則で結構ですけれども、調理師団体などの適当な方に証明してもらうことについてもハードルを低くして認める方向がいいのではないかなと考えます。繰り返しになりますが、施設長に証明してもらうのが一番手っ取り早いやり方であって、それがかなわなかった場合に調理師団体等に証明を依頼することは申請者にとってハードルは高いので、その要件を厳格にする必要はないのではないか。それらの手段の要件を少し広げる方向で考えるのがよいのではないかと思っています。

(齋藤委員)

私もやはり申請している方のハードルを下げることは大事ですが、他方で、資格であり、食品衛生と関わりますから、髙橋先生がおっしゃったとおり、自己申告だけということではなかなか難しいのではないかと考えます。

そうすると、第三者証明を認める場合というのを拡充して、施設長がいるけれども協力を得られない場合には、何らかの第三者の証明、実際に調理業務に従事していたことが申請者以外の目で分かる書類があればいいのはないでしょうか。そうすると、廃業により施設長がいないとか、そういう場合だけではなく、協力を得らない場合についても認めるものとして位置付けることとなります。その旨をどこで定めるのか、法令改正までいかなくても、内部的な通知で対応することなども考えられるかと思いますので、第三者による証明が客観的に得られるのであれば、そちらを広げるというのが一つの方策ではないかと考えます。

それでもちろん個別紛争解決制度も利用できますよということは、それが分かっていればやったのにという人もいると思いますから、それの教示は併せて行う必要があるのかなと考えている次第です。

(小野委員)

髙橋先生、齋藤先生のお話とほぼ同じでございます。

やはりこういう板前さんの世界ということもあるので、食品衛生協会から認めてもらうとか、検便記録の有無を確認するとか、あるいは給与明細とかがありましたが、個人事業主の場合は給与明細などありませんので、そのような状況を考慮すべきと思われ、協力を得られないといってもいろいろな前提があるわけです。

その場合の対応としては、やはりある程度権威づけるという意味で、先ほど出ておりました食品衛生協会にもいろいろな支部があるものですから、そういったきちんとした形でのオフィシャルな組織からの認めをベースとし、割合汎用性のある証明を得てもらうことが救済になるのかなというふうに思いました。

(南委員)

今までの先生方のご意見を超えるものはあまり思い付かないですが、何か一つの解決策で全部を解決することは難しいかもしれないので、いろいろな方法で対応するのがよいかと。施設長が証明してくださるのが、一番自然であり合理的な方法だと思います。なるべくそこに持っていけるように、なおかつそれがどうしても無理な場合に限っては、他の様々な第三者の証明とか、いろいろな方法も認められてよいのではないか、というような強弱つけた解決策で対応できないかなという気がいたします。

やはり口に入るものを取り扱う、プロフェッション(専門職)のことですから、余り崩してしまうわけにもいかないかなという気がします。

(榊原委員)

今まで先生方がおっしゃったところから余り大きく出ないのですが、一つ、食品衛生協会というところが、どんな仕事をしているのかと、調理業務について、調理師の

人たちではなく、そういう補助者の方が登録されていないのかと思いました。そういったものがあれば、そこの制度を活用して、証明がもう少し容易にできないかと思いましたが、基本的には、食品衛生に関わるものですので、余り要件を緩めると危険性があるのは、皆さんがおっしゃっているとおりで、その辺のところ、もう少し、食品衛生、調理師業務がどういう形で行われているのか実態を見て、容易な要件や証明手段がないのかもう少し検討できればなと思いました。

(梶田委員)

今、先生方がおっしゃったこととほとんど変わりませんが、資料3ページに記載があるとおり、基本的には運用上の問題として、証明できる人は存在しても、証明書を書いてくれないことを全く想定していないということがあるようですが、そういう事例に対応して、基本的には第三者証明がその辺りをカバーできるように、それが駄目なら、最後の手段として、証拠書類を出させて自己申告を認めてみる方法もあると思いますが、まずは第三者証明の範囲についてということでしょうか。

ちょっと質問ですが、施設長に証明を義務付ける制度改正をやってはどうかという 点については、他の試験では、実務経験の証明を施設長に求めているものがあります が、勤務先に法令上証明を義務付けしている制度はあるのでしょうか。

(事務局)

調べた範囲内では、そのような義務付けをされているものはないと認識しております。

(江利川委員)

ありがとうございました。

各先生方の意見は、ほぼ共通というか同一という感じでありますね。書いてありますように義務付けはなかなか難しいという話ではないかと思いますが、本来、施設長が一番よく分かっているわけですから、その施設長から証明を求めるのが基本で、しかし、いろいろな事情で証明をしてくれないというときは、本当にどうするのかなと思います。

施設長が証明をしないというのは、業務内容が不十分だという実態から見てそう考えている可能性もありますし、あるいは、いろいろな人間関係のトラブルで感情的なものでそうなってしまっている可能性もありますし、様々じゃないかと思うので、一概に証明していないことが問題だと言えるかどうかも分からないという状況での処理ですので、先生方の意見と一致すると思いますが、施設長が証明するという基本は大事にしながら、しかしそれが難しいときにあまり高いハードルではない形で、第三者証明の道を用意できないかということだったかと思います。

厚生労働省の話の中に都道府県の負担は大変だからとの話がありますが、この辺は本筋かどうか疑問に感じるのですが、住民の人たちの要請についての対応というのは、時には行政側が汗を流すことも大事ではないかと思います。あまり無理をしない範囲で、何ができるのかということを、もうちょっと厚生労働省サイドから今日の先生方の話を踏まえて、知恵を出してもらったらどうかという感じがします。

この処理の進め方について、事務局の方で何か意見はありますか。

(事務局)

はい、只今、先生方から頂いたご助言を踏まえまして、ある程度方向性をもって、 今後、厚生労働省とやり取りをして詰めてまいります。

今回いろいろと厚生労働省と話をして分かったことを補足的に説明させていただきます。資料 11 ページを改めてご覧いただけますでしょうか。論点の下に記載している※印について、厚生労働省は、従事者と施設長が同一人の場合、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合といった3つの場合について第三者証明を認めていますが、我々事務局としては、現段階において、これらの場合と「施設長の協力が得られない場合」とを区別する理由はないのではないかと考えております。

その理由でございます。一つは、実務を見ますと、「従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合」に該当する証明書、例えば廃業の場合には閉鎖事項全部証明書などが考えられるわけですが、そういった書類の提出をさせておらず、自己申告に任せている。該当するところに〇を付けるといった形で任せており、厚生労働省は、施設長の協力が得られない場合には、先ほど座長がおっしゃったとおり、都道府県の確認の負担が増えるとしていますが、施設長の協力が得られないところに〇を付けることしかできないとなりますので、そういった場合に都道府県が確認をするための事務負担が増えるとしてしますが、そうではないだろうと考えております。

また、実際に調理業務従事証明書が提出されたときの確認についてですが、証明者が実際に証明したことの確認として、具体的には、添付された印鑑登録証明書記載の氏名との突合や、受験資格の確認などになると考えられ、この点で、各事案の詳細について都道府県が確認する必要が生じるとは考えられないので、今厚生労働省が認めている 3 つの場合と施設長の協力が得られない場合を区別する理由について、事務局としては、現段階では、ないのではないかと考えています。ただし、こちらが承知していない事情もあるかもしれませんので、厚生労働省とはよく話し合って、妥当な改善策を考えていきたいと思います。

(江利川委員)

厚生労働省といろいろと話をする際には、先生方の意見が大体共通だと思いますので、この意見を踏まえて調整してもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 報告案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について(第 125 回及び第 126 回付議案件)

事務局から、厚生労働省の対応結果について、資料に基づき説明が行われた。特段の質疑は出なかった。

以上